

デフレ脱却に向けた一時的な措置として

定額減税が実施されます

賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、令和6年度分市・県民税の定額減税が実施されます。

対象者

令和6年1月1日時点で、本市に住所があり、令和5年中の合計所得金額が1805万円以下の市・県民税所得割の納税義務者
 ※市・県民税の均等割のみが課税される場合や非課税の場合は対象外。

減税(可能)額

納税義務者本人および国内に居住する配偶者を含む扶養親族1人に付き1万円
 ※減税額は6月中旬に送付する市・県民税の納税通知書に記載されます。
 ※同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、令和5年12月31日の現況によります。
 ※住宅ローン控除や寄附金税額控除など、すべての控除が

行われた後の所得割額から減税されます。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の市・県民税において1万円の定額減税が行われます。

減税の方法

◆給与所得からの特別徴収

令和6年6月分は徴収せず、7月分～7年5月分の11カ月で、減税後の税額が特別徴収されます。

◆普通徴収

第1期分(令和6年6月分)の税額から減税されます。なお、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(8月分)以降の税額から順次減税されます。

◆公的年金などからの特別徴収

令和6年10月分の特別徴収

税額から減税されます。なお、10月分から控除しきれない場合は12月分以降の特別徴収税額から順次減税されます。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

▼市ホームページはこちら



所得税の定額減税

市・県民税と同様に所得税においても、納税義務者本人および配偶者を含む扶養親族1人に付き3万円の定額減税が実施されます。
 ※詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

減税を十分に受けられないと見込まれる人への給付

定額減税可能額が実際の税額を上回ることで、定額減税を十分に受けられないと見込まれる人に対しては、別途給付金(調整給付)が支給されます。給付金の詳細は、今後、本紙次号以降や市ホームページなどでお知らせします。

関税務課市民税班

☎73・0087

申し込みは6月14日まで

公民館講座受講生を募集

公民館講座(6月募集)の受講生を6月14日(金)まで募集します。

◆こども造形教室(発光スチロールオブジェ)
 日時:7月20日(土)・21日(日)の各日10時30分～11時30分

対象:小・中学生
 定員:各日16人(申し込み順)

費用:1000円(材料費)
 ※汚れてもよい服装で参加してください。小学生は保護者同伴。

◆ヨガを身近に!はじめてのヨガ教室
 日時:7月28日(日)10時～11時30分

対象:小学生以上
 定員:20人(申し込み順)
 費用:無料
 ※小学生は保護者同伴。

◆申し込み
 6月14日(金)までに左記まで。電話での仮申し込みも受け付けますが、受付期間内に申込書の提出が必要です。

申込八日市場公民館 ☎72・0735

歯を見せて 笑える今を 未来にも

6月4日～10日は 歯と口の健康週間

6月4日(火)～10日(月)は「歯と口の健康週間」です。

虫歯や歯周病は、放っておくと歯を失う原因となり、また全身にも悪影響を及ぼします。生涯を通して生き生きと生活するためにも、この機会にお口の健康を見直してみませんか。

◆虫歯・歯周病の予防のポイント

- 毎食後の歯磨きを心掛け、歯ブラシは1カ月に1回を目安に交換する
- 歯間ブラシやデンタルフロス(糸ようじ)などの歯間清掃補助器具を使用する
- 1年に1回は歯科健診を受ける

健康管理課 ☎73-1200

市・県民税

納税通知書を発送

令和6年度（令和5年分所得）の市・県民税が課税される人へ、所得金額や税額、納期限などを記載した納税通知書（税額決定通知書）を6月中旬に送付します。

書が届きます。

◆市・県民税が課税されない人

《均等割・所得割が課税されない人》

次の①または②に該当する人

①生活保護法により生活扶助を受けている

②障がい者、未成年者、ひとり親または寡婦で、令和5年中の所得が135万円以下

《均等割が課税されない人》

令和5年中の所得が次の計

◆給与所得者に係る市・県民税の特別徴収

給与所得者は、一定の要件に該当する人を除き、特別徴収（給与からの天引き）による納付となります。給与支払者（事業主）を経由して、「特別徴収税額の決定・変更通知

◆令和6年度からの主な改正点

●上場株式などの配当所得や譲渡所得などについては、所得税と市・県民税の課税方式が統一され、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。

●30歳以上70歳未満の国外居住親族については、①留学により非居住者となった人 ②障がい者 ③納税者本人から生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人の扶養控除の要件が追加され、該当しない場合は控除の適用対象外となります。

●国税の森林環境税（年額1000円）が創設され、市区町村が市・県民税の均等割の枠組みを用いて賦課徴収します。なお、東日本大震災復興基本法に基づき、令和5年度まで賦課徴収されていた市・県民税の均等割増額分（年額1000円）は廃止されます。

※その他の改正点や詳細は、納税通知書に同封するリーフレットまたは市ホームページをご覧ください。

算式で計算した金額以下の人
計算式：28万円×（同一生計配偶者および扶養親族の数＋1）＋26万8000円

※同一生計配偶者および扶養親族がいない場合は38万円。

《所得割が課税されない人》

令和5年中の所得が次の計算式で計算した金額以下の人
計算式：35万円×（同一生計配偶者および扶養親族の数＋1）＋42万円

※同一生計配偶者および扶養親族がいない場合は45万円。

◆無収入などで未申告の人

令和5年中に高齢や無職などにより所得がなかった人、扶養されていた人、生年月日が平成17年4月1日以前の学生なども申告書を税務課（市役所1階）まで提出してください。申告書は国民健康保険税の軽減適用や各種税務証明書の基礎資料になります。

◆減免制度

生活困窮や災害などで、一定の基準に該当する場合は、市・県民税が減免されます。減免を受けるためには納期限までに申請が必要です。左記までご相談ください。

関税務課市民税班

☎73・0087

国民健康保険税の改正

限度額・軽減基準額の引き上げ

国の法令改正に伴い、本市でも国民健康保険税の改正を行いました。

納税通知書は6月中旬に送付します。

◆賦課限度額の引き上げ

国民健康保険税には課税の上限度額（賦課限度額）が定められています。今回の改正では、後期高齢者支援金分の上限度額を2万円引き上げました（Ⅱ左図1）。

◆軽減判定基準額の引き上げ

国民健康保険加入世帯の場合

計所得が一定額以下の場合、所得に応じて「均等割」と「平等割」が軽減されます。今回の改正では、5割と2割の軽減の基準額を引き上げました（Ⅱ左図2）。

◆減免制度

災害や生活困窮など一定の基準に該当する場合は、国民健康保険税が減免されます。納期限までに税務課（市役所1階）までご相談ください。

関税務課市民税班

☎73・0087

◆図1 賦課限度額の引き上げ

医療分	65万円	→	65万円
後期高齢者支援金分	22万円	→	24万円〔+2万円〕
介護分	17万円	→	17万円
賦課限度額	104万円	→	106万円〔+2万円〕

◆図2 軽減判定基準額の引き上げ

《5割》
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）
＋
〔（国保加入者＋特定同一世帯所属者）×29万5000円〕以下
[29万円] → [29万5000円] に引き上げ

《2割》
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）
＋
〔（国保加入者＋特定同一世帯所属者）×54万5000円〕以下
[53万5000円] → [54万5000円] に引き上げ